

移転が完了

市民向けサービス窓口は市川南地区へ集約

市では、市役所本庁舎の建て替えに伴い、平成25年9月から執務室などを既存の公共施設などに整備した仮庁舎へ、3期に分けて順次移転しています。

仮庁舎移転全体計画では、市民向けサービス窓口と事業者向けサービス窓口をそれぞれ集約し、市民サービスを維持できるように進めています。事業者向けサービス窓口を集約した、市川南仮設庁舎への移転は毎月完了しました。

今後は、平成32年度の新庁舎完成に向け、平成29年に現在の本庁舎機能を新第2庁舎に移転(第3期仮庁舎移転)しますが、それまでの2年間は下記の場所で執務を行います。多数の課が移転しているため、市役所へご用の際は下記地図及び配置図などをご確認のうえ、お越しく下さい。

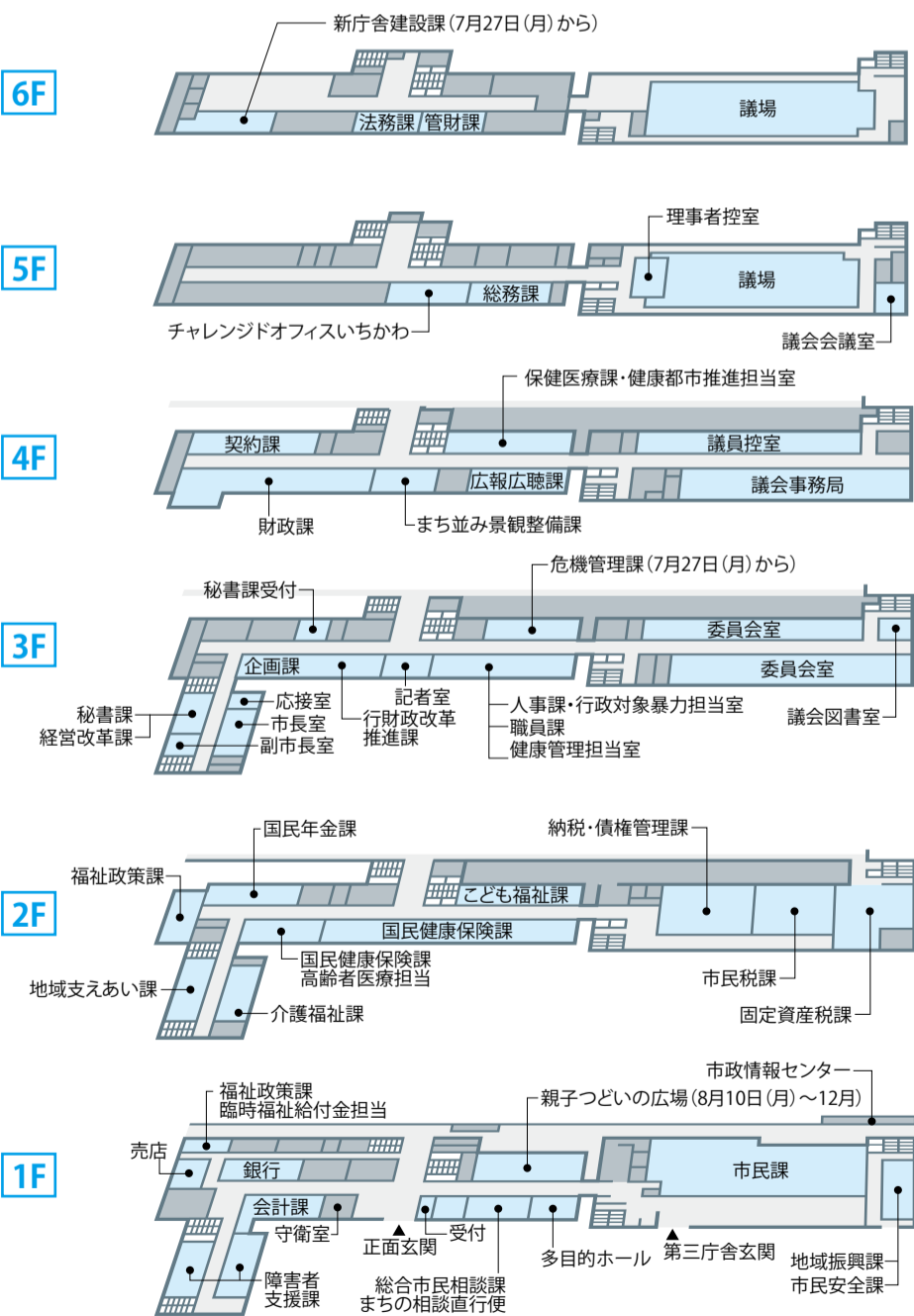
☎334-1112管財課

市民向けサービス窓口

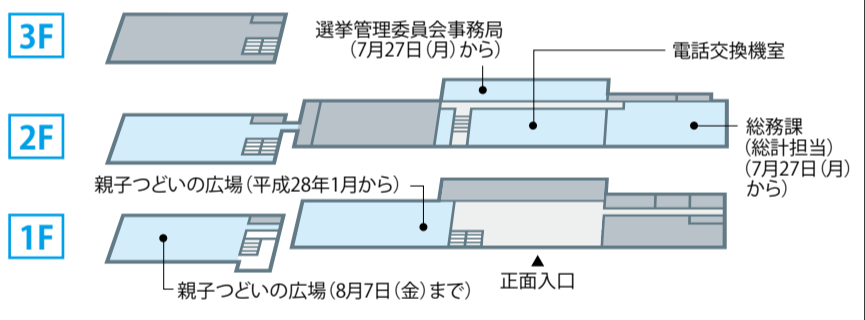


▲主な市民向けサービス窓口がある本庁舎

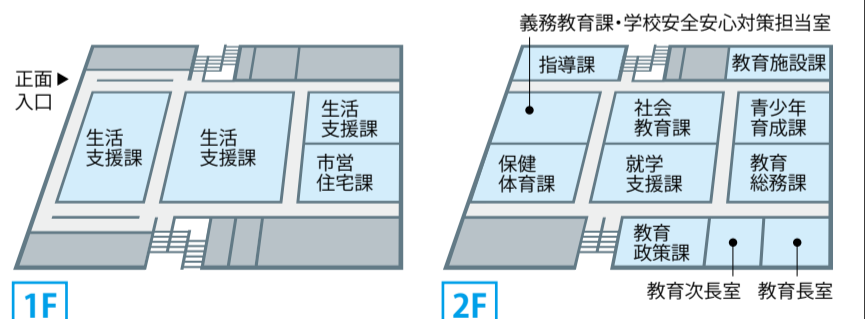
①市役所本庁舎 (八幡1-1-1)



②八幡分庁舎 (八幡4-2-1)



③南八幡仮設庁舎 (南八幡1-17-15)



④消防局(八幡1-8-1)

4階 危機管理室 地域防災課

⑤勤労福祉センター本館(南八幡2-20-1)

2階 経済部 雇用労政担当室

⑥分庁舎C棟(東大和田1-2-10)

2階 総務部 人材育成担当室
農業委員会事務局

⑦ランドターミナルタワー本八幡(八幡3-3-2)

401号 監査委員事務局

408号 経済部 商工振興課
農政課
観光交流推進課

⑧ラ・パシフィックビルB(南八幡4-7-12)

501号 財政部 技術管理課

⑨いちかわ情報プラザ(南八幡4-2-5)

5階 企画部 情報システム課

福祉部 障害者施設課

2階 文化スポーツ部 文化振興課
国際交流課

⑩アクセス本八幡(八幡3-4-1)

2階 市民部 ボランティア・NPO課

こども政策部 子育て支援課

こども入園課

こども施設運営課

こども施設計画課

⑪保健センター(南八幡4-18-8)

2階 保健部 健康支援課

1階 疾病予防課

不登校を経験した人
たちのための高校です

入学試験は面接だけ
その人の人柄を見て判断してくれます

たちはな
橘 学院高等部

入学についてご相談したい方はご連絡ください
電話:047-324-2889

〒272-0021 市川市八幡3-3-2 J 403
グランドターミナルタワー本八幡
JR本八幡駅・京成八幡駅・都営本八幡駅
徒歩1分

家具修理 & リフォーム

確かな技術で
「買いたくない、直して使いたい」
にお応えいたします!

家具の無料相談室 お気軽にお問い合わせ下さい

見積り 無料

ソファ一張替え イス張替え
家具の塗り替え 家具の改造
家具の高さつめ 家具の幅つめ
家具部品取替え 桐タンス再生

家具製造販売・修理・リフォーム **木曜定休**
〒272-0801 市川市大町124-3

赤羽根家具
TEL 047-337-8640

B型肝炎給付金
期限は平成29年12月31日まで
お気楽に無料相談会を開催します

昭和23年6月までの集団予防接種
によるB型肝炎ウイルス感染
の方、この方から母子感染に
つながり、政府から最大
360万円の給付金を受けられ
る場合があります。請求
の準備が29年12月31日
までに完了する必要があります。

7/30(木) 無料相談会

会場 市川市文化会館 第3会議室
(JR総武線八幡駅南口より徒歩10分)

時間 9:30~16:30
(個室で30分個別相談)

予約・問合せ **0120-918-862**

のマイタウン法律事務所
東京弁護士会所属弁護士法人マイタウン法律事務所
マイタウン法律事務所 東京事務所
東京都千代田区丸の内2-2-1 岸ビルディング6階

難解な雨漏りを一発解決
雨漏り検査!
特殊検査液で漏水原因をピンポイント解明
修繕費の無駄はカット
壁、天井のしみを見つけたらまず、ご一報下さい!!

tel 03-5875-6633

信頼と実績の
株式会社サーベイ
見積り無料 検査・修繕
〒124-0006 東京都葛飾区堀切 2-60-9

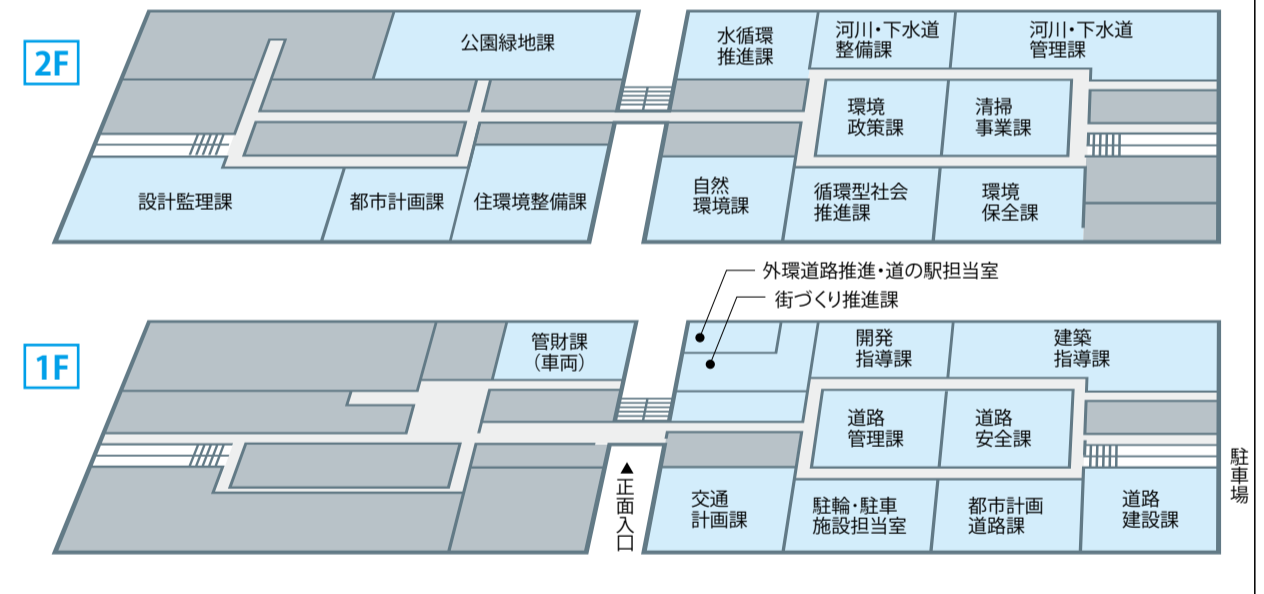
広告

新庁舎の建設に向けて 第2期仮庁舎移

市民向けサービス窓口は八幡・南八幡地区へ 事業者向けサービス窓口は市川南地区へ



①市川南仮設庁舎 (市川南2-9-12)



②西消防署 (市川1-24-2)	4階	総務部	男女共同参画課
③子ども発達センター (大洲4-18-3)	1階	子ども政策部	発達支援課

仮庁舎移転全体計画

☎704-0066新庁舎建設課

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
新庁舎整備計画		← 設計 →	← 新第2庁舎建設工事 →		← 新第1庁舎建設工事 →			
第1期 仮庁舎 (本庁舎 荷重軽減のため)	●							●
第2期 仮庁舎 (新第2庁舎 建設のため)			●					●
第3期 仮庁舎 (新第1庁舎 建設のため)					●			●

仮庁舎運営(7年間)
移転部署(経済部、子ども政策部、教育委員会など)

仮庁舎運営(5年間)
移転部署(環境部、清掃部、街づくり部の一部、道路交通部、水と緑の部)

仮庁舎運営(3年間)
移転予定部署(総務部、企画部、財政部、市民部、福祉部、議会事務局など)